

住民基本台帳カードが 便利です

住民課 内線321～323

住民基本台帳カード（通称：住基カード）は、高度な安全確保機能を持つICカードで、ご本人からの申請に基づき発行しています。顔写真付きの住基カードを取得すれば、公的な身分証明書として利用できます。

今後、顔写真付きの身分証明書が必要になることが増えてきます。金融機関や役場窓口などでの申請時に公的な身分証明書の提示が必要となり、そのような時に、運転免許証がない人などは住基カードを持っているとたいへん便利です。



写真付カード(原寸大)

(身分証明書として利用できる例)

- ・ 金融機関の窓口で10万円を超える振込みをするとき
- ・ 銀行などで口座を開設するとき
- ・ パスポートの申請をするとき
- ・ 郵便局窓口で書留郵便を受け取る時
- ・ 携帯電話を新規購入するとき など

【取得方法】役場住民課の窓口へ、必要書類（運転免許証など）を添えて申請してください。(交付手数料500円)

あなたも消費生活相談員の資格を 取得して社会で活躍しませんか？

消費生活相談員は、全国の消費生活センターで消費生活に関する問題の解決を支援する専門の相談員です。消費生活相談員として活躍するためには、次の資格のいずれかが必要です。

国民健康保険料納付額証明書を 送付しました

住民課 内線325～327

平成18年中にお支払いの国民健康保険料納付額証明書を1月19日に送付しましたので、確定申告等にご利用ください。

国民年金保険料の納付は 口座振替が便利です

住民課 内線325～327

国民年金保険料は、全国の金融機関・郵便局で口座振替ができます。口座振替の手続きを一度するだけで、毎月金融機関に行く手間と時間が省けて大変便利です。

また、口座振替で当月末引落としにすると保険料が割引されますのでお得です。お申込みいただくと、初めに2か月分の保険料（割引なし+50円割引）の口座振替を行い、以後、毎月の保険料が50円割引となります。

平成19年度分（平成19年4月分～平成20年3月分）を口座振替で1年前納もしくは半年前納すると、納付書で前納するよりさらに割引がありますので、ぜひご利用ください。また、前納した方が途中で厚生年金等に加入したときは、その加入月以降の保険料はお返しいたしますので、二重払いにはなりません。

口座振替による1年前納または半年前納をご希望の方は、3月中に社会保険事務所での登録が必要になりますので、お早めにお申込みください。

口座振替のお申込みは、年金手帳もしくは納付書、通帳、通帳届出印を持参し、各金融機関・郵便局または社会保険事務所の窓口で手続きをお願いします。

国民健康保険の加入（脱退）を 忘れていませんか？

住民課 内線325～327

勤務先の社会保険等に加入されていない方は、必ずお住まいの市町村の国民健康保険に加入することが法律により義務付けられています。(国民皆保険制度)

次のようなときは、国民健康保険の手続きが必要となりますので、忘れずにお願いします。

会社などを退職し、社会保険等から脱退したとき。退職の際に、会社から発行されます「資格喪失届」と印鑑を持参のうえ、役場住民課へお越しください。会社などに就職し、社会保険等に加入したとき。会社から発行された社会保険等の「被保険者証」と印鑑を持参のうえ、役場住民課へお越しください。

国民生活センターの消費生活専門相談員

日本産業協会の消費生活アドバイザー

日本消費者協会の消費生活コンサルタント

いずれも資格取得のための検定試験があります。

詳しくは、各団体のホームページをご覧ください。

【問合せ】西さがみ連邦共和国消費生活センター ☎33-1777